

南幌町地球温暖化対策実行計画

平成23年度～平成27年度

《第2次実行計画》

平成23年3月

(平成24年4月改定版)

北海道 南幌町

目 次

はじめに	1
第1章 実行計画策定の背景	
1. 地球温暖化とは	1
2. 地球温暖化のメカニズム	1
3. 地球温暖化の影響	2
4. 地球温暖化対策の取組み	2~3
第2章 基本的計画	
1. 計画目的	4
2. 基準年度・計画期間・目標年度	4
3. 対象範囲	4~5
4. 対象とする温室効果ガス	5
第3章 温室ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	5
2. 削減目標	5~6
3. 実行計画で用いる排出係数及び地球温暖化係数	6
第4章 目標達成に向けた具体的な取組み	
1. 目標達成のために	7
2. 省エネルギーの取組み	7
3. 省資源の取組み	7~8
4. ごみ（廃棄物）の削減・リサイクルの取組み	8
5. その他の取組み（公共工事、公共施設、イベントなど）	8
6. 新エネルギー対策の推進	8~9
第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表	
1. 推進体制	9
2. 進行管理	9~10
3. 点検体制	10
4. 進捗状況の報告	10

はじめに

南幌町地球温暖化防止実行計画は、平成 19 年 1 月に策定し、2007（H19）年を初年度とし 2010（H22）年までの 4 カ年を計画期間として実施してきました。

実行計画では計画策定から 4 年後に見直しを行うこととしていたことから、第 2 次となる実行計画を「南幌町地球温暖化対策実行計画」とし 2011（H23）年～2015（H27）年までの 5 カ年の計画期間として策定しました。

第 1 章 実行計画策定の背景

1. 地球温暖化とは

二酸化炭素（CO₂）など赤外線を吸収する温室効果ガスの濃度の増加に伴い、大気に蓄えられる熱が増加し、地球温暖化が進行しています。

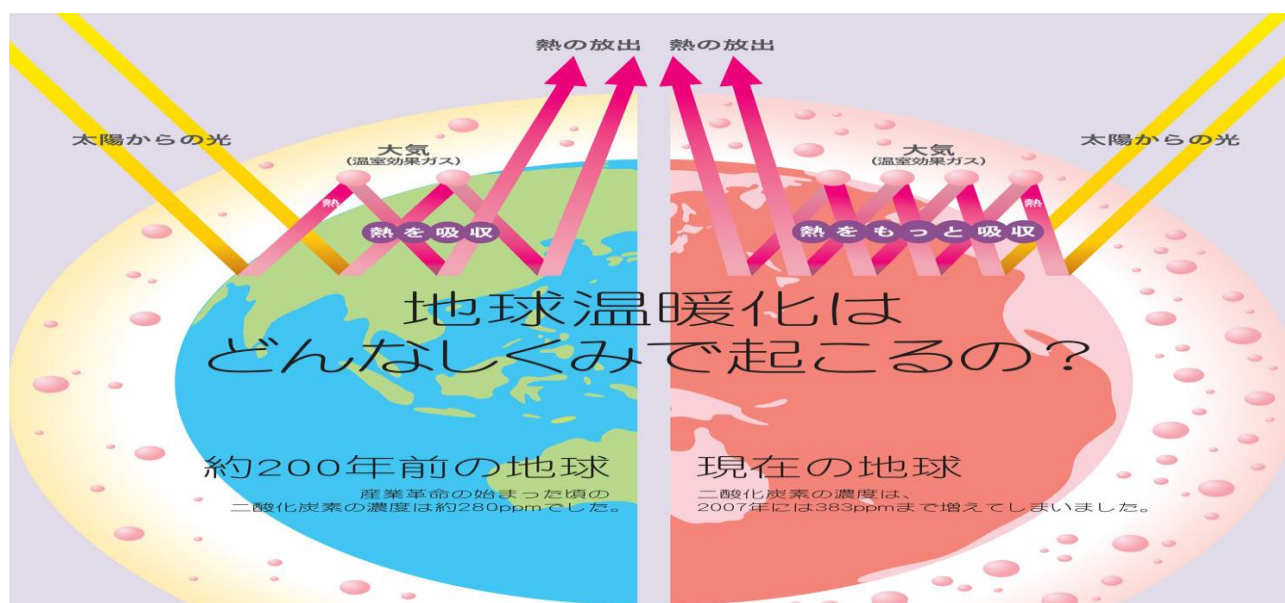
これに伴い、水や大気の循環などの気象のメカニズムが変化し、洪水や干ばつなどが多発したり、海面の上昇による国土の水没や、生態系、食糧生産などへの深刻な影響が地球規模で生じることが予想されており、将来の世代に与える影響が極めて大きいことから、地球温暖化は「21 世紀最大の環境問題」といわれています。

2. 地球温暖化のメカニズム

地球は太陽からの放射エネルギーによって暖められ、その一部を宇宙に放出することで冷却されています。

地球の気温は、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、水蒸気等）が地表から放射された赤外線を吸収し、その一部を再び地表に反射することで、一定の温度（地球全体平均気温 15℃）に保たれています。（こうした動きを「温室効果」と呼ばれている。）

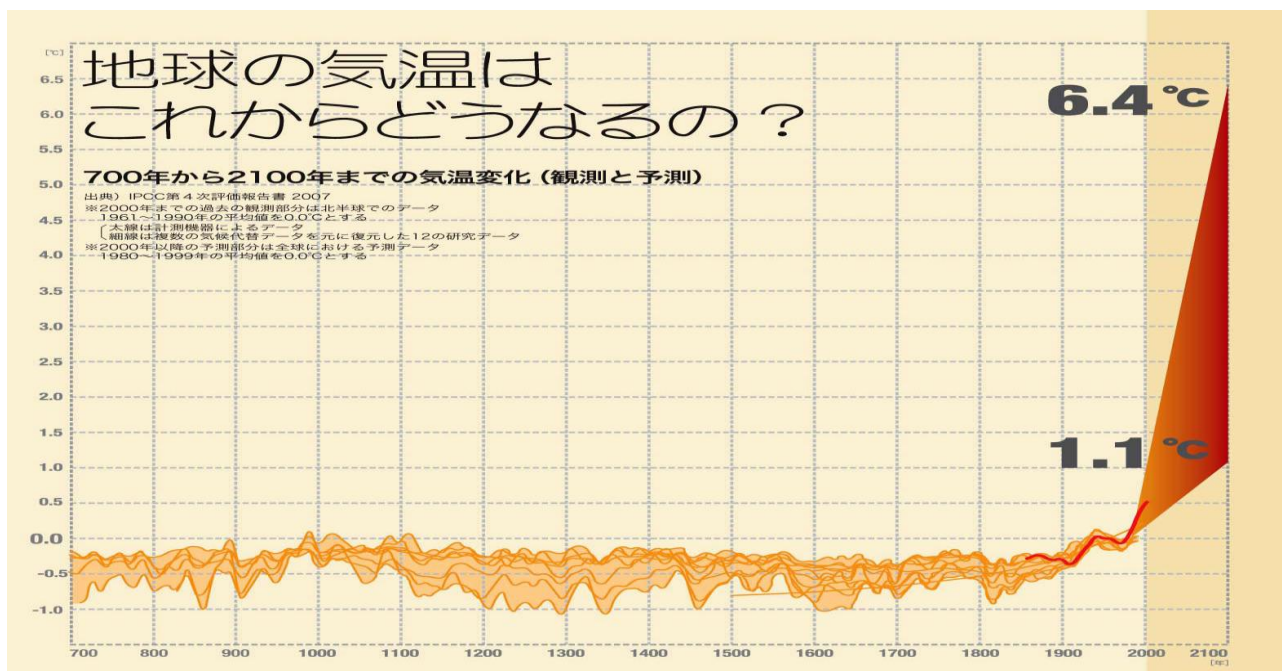
地球の温暖化とは、人間活動の拡大により、温室効果ガスの濃度が高まり、赤外線をより多く吸収し、気温が上昇することをいいます。温室効果ガスのなかでも二酸化炭素（CO₂）は、温暖化に与える影響の約 9 割をしめており、地球温暖化の主な原因とされています。



3. 地球温暖化の影響

地球温暖化について、「気象変動に関する政府間パネル（IPCC）」（国際組織）の第4次評価報告によれば、地球の気温は2100年には、温室効果ガスの排出量が最も少なく抑えられた場合でも平均1.8℃の上昇、最も多い場合は4.0℃上昇（予測幅は1.1～6.4℃）すると予想され、人為起源の温暖化が進むことによって、将来的に世界各地で深刻な影響が生じる可能性がある」と警鐘を鳴らしています。

地球温暖化の影響として海水の熱膨張や氷河の融解などによる世界平均海面水位の上昇による国土の水没、気候変化による干ばつや熱波、局地的豪雨による水災害、利用可能な水の減少による水不足、農業生産への影響、生態系への影響、健康への影響が懸念されています。



出所）IPCC第4次評価報告書 2007：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

4. 地球温暖化対策の取組み

京都議定書の目標遵守に向けて、1998（H10）年に地球温暖化防止を目的とした温暖化対策推進法が制定され、温暖化対策に関する基本方針や国、地方公共団体、事業者、国民の地球温暖化防止への取組を支援する役割等を担うこととされています。

地方公共団体は、その事務、事業に関して温室効果ガスの排出削減のための実行計画を策定し公表しなければならないこととなりました。

南幌町では、2007（H19）年1月に温室効果ガスの削減に努め、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向けた取組を推進する「南幌町地球温暖化防止実行計画」を策定しました。

（京都議定書の概要）

- 先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定。
- 国際的に協調して、目標を達成するための仕組みを導入（排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム）
- 途上国に対しては、数値目標などの新たな義務は導入せず。
- 数値目標
 - ・対象ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、HFC、PFC、SF₆
 - ・吸収減：森林等の吸収減による温室効果ガス吸収量を算入
 - ・基準年：1990年　　・目標期間：2008年から2012年
 - ・目標：各国毎の目標→日本△6%・EU△8%等（先進国全体で5.2%削減を目指す）

《取組み経過》

	国際・国内・南幌町の取組み	概 要
1992年	気候変動に関する国際連合枠組条約の採択 (UNFCCC：気象変動枠組条約) (COP：気象変動枠組条約締約国際会議)	国連環境開発会議（地球サミット）において地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定める。155カ国が署名
1994年	気象変動枠組条約発効	
1997年	第3回締約国会議 (地球温暖化防止京都会議COP3)	〈京都議定書採択〉 各国ごとに法的拘束力のある数値目標を定める。日本は2008（H20）年から2012（H24）年の間に1990（H2）年比で6%削減
1998年	地球温暖化対策推進大綱の決定 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）の交付	京都議定書を受け政府は緊急に推進すべき地球温暖化対策「地球温暖化対策推進大綱」を取りまとめる 〈地球温暖化対策の推進に関する法律〉 地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするものとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律
1999年	地球温暖化対策の推進に関する法律の施行	
2002年	京都議定書締結 地球温暖化対策の推進に関する法律の改定	2001（H13）年COP7において京都議定書の運用ルールの最終合意が成立 国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかに
2005年	京都議定書の発効	発行後、気象変動枠組条約締約国際会議（COP）・京都議定書締約国会合（MOP）が毎年開催される
2007年	南幌町地球温暖化防止実行計画の策定 対象ガス：二酸化炭素（CO2） 基準年：2005（H17）年 期 間：2007（H19）年～2010（H22）年 削 減 率：6%	〈南幌町地球温暖化防止実行計画〉 地球温暖化対策の推進に関する法律及び京都議定書の発効により地方公共団体の事務及び事業に関する温暖化防止実行計画として策定
2008年	北海道洞爺湖サミット 地球温暖化対策の推進に関する法律の改定	主要8ヶ国首脳会議では、議長国として開催され地球温暖化問題の解決に向け、主体的に取り組んでいく姿勢を示す 第20条の3（地方公共団体実行計画等） 実行計画の策定について
2009年	第15回締約国会議（COP15）	閣僚会議において、日本の温室効果ガス排出量削減の中期目標を、2020（H32）年までに1990（H2）年比で25%削減する方針を決定し、国連気候変動首脳会合において首相が表明 COP15において、25%削減を目指すことを改めて公表する
2011年	南幌町地球温暖化対策実行計画の策定	第2次となる実行計画を策定

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第20条の3に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画(以下、実行計画という。)として策定するものである。南幌町の事務事業の実施に当っては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

《地球温暖化対策の推進に関する法律》(平成十年十月九日法律第十七号、平成二十年六月一三日法律第六七号)

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2. 基準年度・計画期間・目標年度

これまで2007(H19)年に、「南幌町地球温暖化防止実行計画」(第1次計画)を策定し、2005(H17)年を基準年として地球温暖化対策に取り組んできており、これまでの町の地球温暖化対策を継続して実施していくことから、基準年度を2005(H17)年とします。

第2次となる「南幌町地球温暖化対策実行計画」の計画期間は、2010(H23)年～2015(H27)年までの5年間とします。

ただし、取組みの進捗状況や社会情勢の変化等の状況により、必要に応じて見直しを行います。

目標年度については、計画期間の最終年度となる2015(H27)年とします。

	第1次計画	第2次計画
基準年度	2005(H17)年	2005(H17)年
計画期間	2007(H19)年～2010(H22)年	2011(H23)年～2015(H27)年
目標年度	2010(H22)年	2015(H27)年

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設、公用車を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組みを実践するように要請いたします。

○対象施設は、15施設とします。

○対象外の指定管理者制度等の施設は、中央公園管理棟・リバーサイド遊友館・ふきの塔・三重レークハウスの4施設、単独取組みの南幌町立病院とします。

《対象施設一覧》

施設名	所管課
南幌町役場庁舎	総務課
夕張太ふれあい館	
南幌町保健福祉総合センター	保健福祉課
南幌町ふるさと物産館	産業振興課
南幌町農業農村整備事業推進本部	
南幌町総合保安センター	都市整備課
柳陽団地集会場	
南幌町立学校給食センター	教育委員会 学校給食センター
南幌町立南幌小学校	教育委員会 生涯学習課
南幌町立南幌中学校	
南幌町公民館	教育委員会 公民館
南幌町農村環境改善センター	
南幌町スポーツセンター	教育委員会 スポーツセンター
南幌町営プール	
南空知消防組合南幌支署	南幌支署

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められた6種類のガスのうち二酸化炭素(CO2)を対象とします。

第3章 温室ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

第2次実行計画の基準年度2005(H17)年の二酸化炭素総排出量は、**1,965,688** kg-CO₂です。

区分	排出量(kg-CO ₂)
二酸化炭素(CO ₂)	1,965,688 kg-CO ₂

2. 削減目標

第1次実行計画では、基準年度の2005(H17)年と比較して2010(H22)年までに6%削減とする数値目標を掲げ温室効果ガス削減の取組みを行った結果、2008(H20)年には、**7.4%**、2009(H21)年には**6.5%**削減することが出来ました。今後においても、地域に先導的な役割を果さなければならない南幌町役場として、なお一層の強化した地球温暖化防止の取組みを行う必要があるため、新たな温室効果ガス排出量の数値目標を設定することとします。

《削減数値目標》

2005（H17）年を基準年度として、計画期間の最終年度である平成2015（H27）年の二酸化炭素排出量を11%削減することを目指します。

区 分	基準年度排出量 2005（H17）年	削減目標	目標年度排出量 2015（H27）年
二酸化炭素(CO ₂)	1,965,688 kg-CO ₂	11%	1,749,460 kg-CO ₂

《項目別の削減目標》

項 目	2005（H17）年（基準年）		2015（H27）年（目標年）	
	使 用 量	CO ₂ 排出量	使 用 量	CO ₂ 排出量
ガソリン	20,907 リットル	48,504 kg-CO ₂	18,607 リットル	43,168 kg-CO ₂
軽 油	60,305 リットル	156,190 kg-CO ₂	53,672 リットル	139,010 kg-CO ₂
灯 油	46,917 リットル	116,823 kg-CO ₂	41,756 リットル	103,972 kg-CO ₂
A 重 油	397,800 リットル	1,078,038 kg-CO ₂	354,042 リットル	959,454 kg-CO ₂
L P ガス	4,776 kg	14,328 kg-CO ₂	4,250 kg	12,750 kg-CO ₂
電 気	1,274,376 kWh	551,805 kg-CO ₂	1,134,194 kWh	491,106 kg-CO ₂
合 計		1,965,688 kg-CO ₂		1,749,460 kg-CO ₂

3. 実行計画で用いる排出係数及び地球温暖化係数

排出係数については、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第3条第1項の規定で定められている排出係数を用いることとします。（最終改定：平成二十二年三月三日政令第二〇号）

○燃料別二酸化炭素排出係数

《二酸化炭素排出係数算定方法》

単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出係数×44/12

燃 料 区 分	単位使用量当たりの発熱量		単位発熱量当たりの炭素排出係数		二酸化炭素排出係数	
	値	単 位	値	単 位	値	単 位
ガソリン	34.6	MJ/ℓ	0.0183	kg-C/MJ	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
軽 油	37.7	MJ/ℓ	0.0187	kg-C/MJ	2.59	kg-CO ₂ /ℓ
灯 油	36.7	MJ/ℓ	0.0185	kg-C/MJ	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
A 重 油	39.1	MJ/ℓ	0.0189	kg-C/MJ	2.71	kg-CO ₂ /ℓ
LP ガス	50.8	MJ/kg	0.0161	kg-C/MJ	3.00	kg-CO ₂ /kg

※ 一般的にLPガスの使用量については「m³」で表示されているため「kg」に換算する。
（1 m³=2 kg プロパン液比重 0.5 kg/ m³とします。）

○電気事業二酸化炭素排出係数

《二酸化炭素排出係数算定方法》

北海道電力㈱の二酸化炭素排出係数を用いる

値	単 位
0.433	kg-CO ₂ /kWh

※ 北海道電力㈱が公表した2009（H21）年度の二酸化炭素実排出係数を用いる。

1. 目標達成のために

目標達成のためには、温室効果ガス排出量の最も多い二酸化炭素(CO₂)の削減に向けた省エネルギーや省資源の取組みを重点に行うなど、職員一人ひとりが主体的に行動することが必要です。

2. 省エネルギーの取組み

●ガソリン・軽油使用量の削減

- ・公用車の更新において、低公害車の導入を図る
- ・急発進、急加速、急停車をしない
- ・駐停車時のアイドリングストップの徹底
- ・公共交通機関の積極的な利用
- ・身近な移動は徒歩や自転車を利用
- ・ノーマイカーデーの推進

●熱供給量（灯油・重油・LPガス）の削減

- ・暖房が適温（上限 20℃）となるような適正な運転を心がける
- ・クールビズ、ウォームビズの推進
- ・ガス給湯器の使用時ごとの点火の徹底
- ・機器の点検による効率的なエネルギーの使用

●電気使用量の削減

- ・始業時は、時間を決めて点灯
- ・昼休みは、窓口以外は原則消灯
- ・天候状況に配慮しながら窓際の消灯
- ・残業時は、業務に必要な照明のみ点灯
- ・会議室、更衣室、トイレ等は、使用時のみ点灯
- ・蛍光灯管数等の減灯に努める
- ・退庁時のOA機器電源OFF
- ・電気ポットの使用時間調整、退庁時電源OFF
- ・電気製品の更新、購入は、省エネルギー型の導入を図る
- ・ノーマイカーデーの推進

3. 省資源の取組み

●コピー用紙使用量等の削減

- ・両面コピーの徹底
- ・ミスコピー用紙の裏面利用
- ・電子メールの利用によるペーパーレス化に努める
- ・再生紙 100%、白色度 70%以下のコピー用紙の購入

●水道使用量の削減

- ・日常的な節水に努める
- ・洗車など水の使い方を工夫する

- ・石鹸、洗剤の使用量を控える

●環境配慮型製品の購入

- ・エコマーク、グリーンマーク等の環境負担の少ない製品の購入
- ・詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入
- ・プリンター等、再生品を使用したトナーカートリッジの利用
- ・長期使用が可能な製品の購入

4. ごみ（廃棄物）の削減・リサイクルの取組み

●ごみ（廃棄物）の減量化

- ・使い捨て製品の使用自粛
- ・再利用、再生利用が可能な商品の購入
- ・事務用品類は最後まで使い切る
- ・過剰包装を断る
- ・ノーレジ袋の推進

●資源化・リサイクルの向上

- ・ごみ（廃棄物）の分別排出の徹底
- ・機密文章以外のシュレッター利用を自粛
- ・プリンター等の使用済みトナーカートリッジのリサイクル
- ・使用済み封筒の再利用
- ・備品等は、できるだけ修理し長期間使用

5. その他の取組み（公共工事、公共施設、イベントなど）

●公共工事等における環境負荷の低減

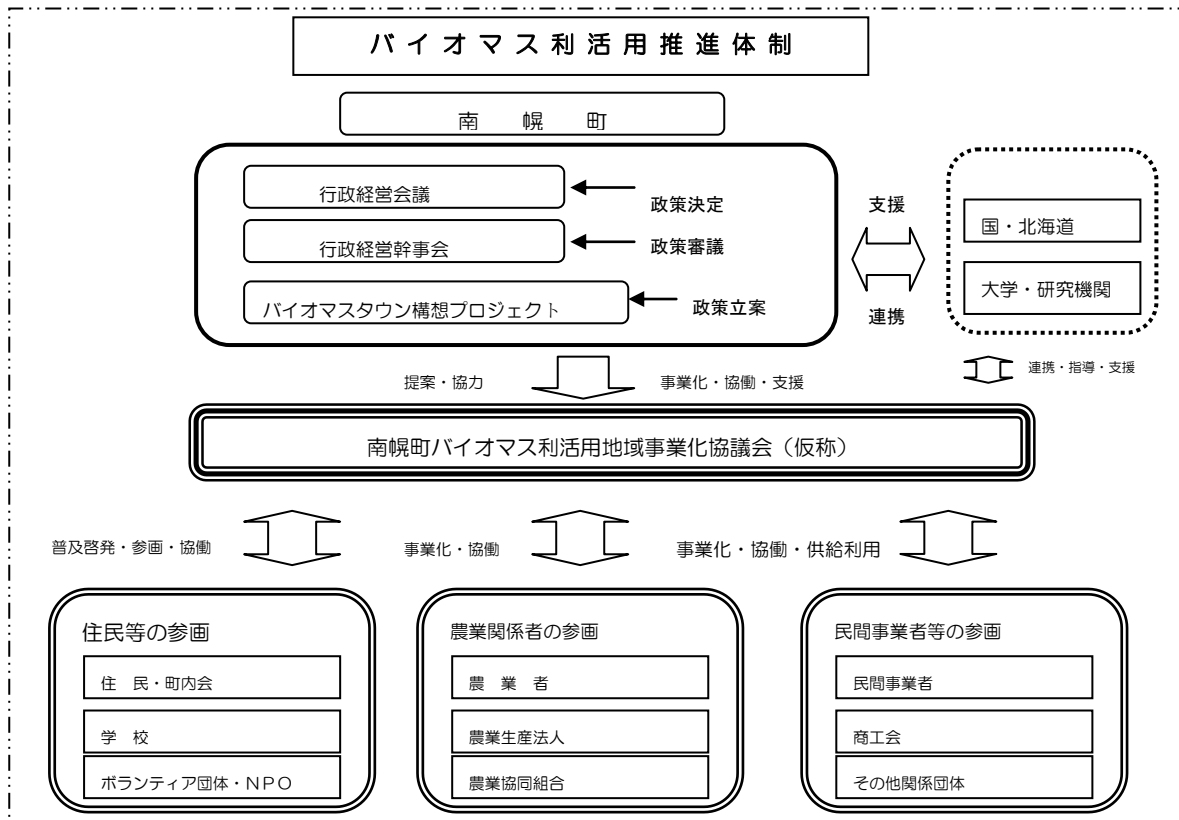
- ・公共工事において発生する土、コンクリート、アスファルト、木材等などの再資源化の推進
- ・環境に配慮した建設資材（北海道認定リサイクル製品等）の使用の推進
- ・公共施設の省エネルギー対策の推進（高気密、高断熱化の導入など）
- ・農地・森林等の保全及び整備施策の推進
- ・公共用地内の緑化推進
- ・イベント等における環境に配慮した取組み（使い捨て製品の使用自粛の呼びかけなど）
- ・環境学習の推進、普及・啓発
- ・町民、民間団体などが行う環境保全活動に対する支援
- ・町ホームページなどを活用した環境情報の提供

6. 新エネルギー対策の推進

地域全般にわたる新エネルギーの導入普及啓発に関する取組みとして、平成19年2月南幌町地域新エネルギービジョンを策定、平成22年7月には、南幌町バイオマス構想を公表。

●環境保全型の資源活用等による持続可能な仕組みづくり

南幌町地域新エネルギー重点ビジョンに基づき、農業系バイオマスである稲わらを利活用した固形燃料を製造し、町内の公共施設等において化石燃料の代替として使用、その燃料灰は圃場に還元する未利用資源(バイオ)の地域内循環システムを構築し、地球環境保全と地域資源を最大限に活用することにより二酸化炭素(CO₂)の削減と地域振興を図ります。



第5章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

この計画の推進体制は、各課等（各施設）に「地球温暖化対策推進員」を置き、「南幌町地球温暖化対策推進委員会」を設け、温暖化対策実行計画の着実な推進と進行管理を行います。

2. 進行管理

● 町長

最高責任者として、「南幌町地球温暖化対策推進委員会」（行政経営幹事会）から報告を受け、実行計画の策定、見直し等を決定し「南幌町地球温暖化対策推進委員会」に温暖化対策の取組みの指示をします。

● 「南幌町地球温暖化対策推進委員会」（行政経営幹事会）

副町長を委員長とし委員（各課長等）で構成します。

「南幌町地球温暖化対策推進委員会」は、推進員による各課等の進捗状況について、推進事務局より報告を受け、審議、評価し町長に報告します。また、町長から温暖化対策の取組みの指示を受け、全庁的な取組みについて委員（各課長等）は、推進員に指示します。

● 「南幌町地球温暖化対策推進員」

各課等（各施設）に1名以上の「推進員」を配置し委員（各課長等）の指示を受け、所属内での実行計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図ります。

● 「南幌町地球温暖化対策推進事務局」

事務局を総務課、住民課に置き、実行計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

《南幌町地球温暖化対策推進委員会》

委員長	副町長	実行計画の取組み実績について町長に報告します。
副委員長	総務課長	委員長（副町長）を補佐します。
委員 推進責任者	各課長等	委員長（副町長）の指示に基づき、指導、点検及び進捗状況報告のまとめを行うなど各課等の実行計画の活動を総括します。
推進員 推進管理者	各課（各施設）	南幌町地球温暖化対策推進委員会（各課長等）の指示を受け、実行計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図ります。
事務局	総務課 総務G、財務G 住民課 環境交通G	実行計画全体の推進及び進捗状況を把握し、推進委員会に報告するなど進行管理を行います。

3. 点検体制

事務局は、推進員をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い「南幌町地球温暖化対策推進委員会」において年1回の点検評価を行います。

4. 進捗状況の報告

実行計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量について年1回町HP、情報コーナー等で公表します。

《地球温暖化対策の推進に関する法律》（平成十年十月九日法律第十七号、平成二十年六月一三日法律第六七号）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならない。